

低入札に係る調査基準価格等の算定式の見直しについて

名古屋港管理組合では、公共工事の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札対策に取り組んでいます。

この度、更なる低入札対策の強化を図ることとし、**低入札に係る調査基準価格等(調査基準価格及び最低制限価格)の算定式の見直し**を下記のとおり行います。

1 改正内容

- (1) 建設工事に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」について、算定に使用する一般管理費等の算入率を「55%」から「68%」に引き上げます。
- (2) 建設工事に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」について、算定に使用する機器単体費の算入率を「90.7%」から「92.0%」に引き上げます。

2 改正時期

2022年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

※「名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領」は名古屋港管理組合公式ウェブサイト(<https://www.port-of-nagoya.jp/>) ページ番号 1001002 に掲示してあります。